第41回男女共同参画推進委員会 事前質問シートまとめ1

●資料に関する意見・質問と回答

資料該当 箇所	内容
資料2-1 1ページ	施策の方向 I - 1 市役所における女性の割合は。 管理職の比率は上がっているが、職員中の女性の割合にどのくらい近いのか。
	女性管理職数は年々多くなり、他市町の比率と比べても高い。 福祉関連の女性管理職は、職場内に「和」「明るさ」が出るように思う。

下野市役所の正職員の女性比率は、41.3%(三役、再任用、出向含む。会計年度任用職員を含まない)です。管理職の女性比率19.0%と比較すると、半分以下となります。福祉関連の部署は、女性職員の割合が高い傾向があります。女性に限った事ではありませんが、管理職やリーダーシップを発揮している上司など、働く人にとって手本となるロールモデルが職場にいることは、人材育成には欠かせない要素と言えます。

資料該当 箇所	内容
資料2-1	施策の方向 I - 2 女性委員のいない市の審議会とはどのようなもので、
1ページ	なぜいないのか。そして一方の性が不在の審議会は、いつまでに男女の委員
	を揃える見通しか。
	また、一方の性が3割未満の審議会とはどのようなものか。

女性委員のいない審議会(委員総数)

- ・下野市コンプライアンス確立委員会(3名)
- ・下野市入札適正化委員会(4名)
- ・下野市老人ホーム入所判定委員会(5名)
- · 小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理審議会(第一工区)(10名)
- · 小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理審議会(第二工区)(15名)
- 下野薬師寺跡保存整備委員会(8名)
- 甲塚古墳保存整備委員会(4名)
- 下野国分尼寺跡保存整備委員会(5名)

上記8つの審議会は、いずれも市内団体の代表者や推薦者、医師などの専門職、学識経験者、地権者等で構成されるものであり、公募委員により構成される審議会ではありません。 男女比率は委員選出元の各母集団の影響を受けることが考えられます。男性不在の審議会はありませんでした。

各審議会の男女比は、任期中(多くは2~3年)は現状維持となり、今後改選となる際に、 男女比に留意し、可能な限り均等となるよう起用することとしています。

また、53の審議会等のうち、37の審議会等で一方の性が3割以下でした。上記のような女性委員の少ない審議会のほか、委員総数が5人以下のもの、下野市立学校食育研究委員会・男女共同参画情報紙編集委員会等の、男性委員が1名のみの会などがあります。保健福祉・教育分野は、女性比率が高い傾向があります。

資料該当	内容
箇所	
資料2-1	施策の方向 II - 3、 II - 4については、当事者でないと知名度が低い。
3~4 ~ −	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」の啓発が必要。
ジ	

※性や生殖に関する健康と権利。女性が生涯にわたって身体的・精神的、社会的に良好な状態であり、生殖について決定する自由を持つことを含む。

ひとり親、高齢者、障がい者、外国人、性同一性障がい者等について、当事者以外は情報に触れる機会が少ない一方で、困難を抱えている方がいるということを多くの市民が知ることで、当事者を取り巻く環境の改善が見込まれます。

また、女性の性に関する「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の周知率は、27.1%と本計画の目標値27%を達成したものの、理解の度合いも含め充分とは言えません。生殖に関連することでは、市民アンケート調査の「避妊に協力しないことが DV にあたると知っているか」という項目で、知っていると答えた方は60.7%でした。

これらの項目の周知については、当事者のみならず広く一般に啓発・情報提供を行う必要があります。

資料該当	内容
箇所	
資料2-2	各種啓発チラシを「下野市立地企業連絡協議会総会時に会員に配付した
1~3, 6ペ	(商工観光課)」とあるが、それぞれのチラシについての説明等を行った
ージ	のか。A評価なら"配付活用"なので、その旨追記が必要ではないか。

A評価判定における"配付活用"は、「情報を求めている方が自発的に情報収集をしなければ情報を得ることができない状態を避けるため、市がその制度の情報を必要としている可能性があると判断した対象に情報を提供していること」となります。

配付時に、制度の詳細について必ずしもその場で説明等は行いませんが、希望者は個別に担当課で相談することが可能です。

資料該当 箇所	内容
資料2-2	数値目標がない事業のB評価について、Aでない理由は。
4ページ	「自主防災組織への参画」「地域防犯活動への参画」がB評価なのは、役員
下2項目	に女性がいないなどの理由か?
	そうなのであれば、その旨を表に追加した方が良いのではないか。

一つめの自主防災組織は、自治会などと連携した防災組織です。女性役員は全体の2割弱であり、一部女性役員が多く活躍している組織もありますが、全体の女性割合は低い傾向にあり、B評価となりました。

二つめの地域防犯組織は、警察署と連携した活動が主です。女性役員は全体の3割程度と やや高くなっていますが、組織の継続性向上や女性参画推進に向けた若年層へのノウハウ伝 達や継承が充分ではなく、これからも工夫が必要であるとして、B評価となりました。

いずれの項目とも自主的な組織となるため、今後も引き続き女性に積極的に参加いただけるよう環境整備と呼び掛けにつとめ、防災・防犯の取組に男女双方の視点を反映できるよう努めます。

資料該当 箇所	内容
資料2-2	(1)地域活動への男女共同参画の推進
4ページ	施策内容に「PTA 活動などに参画できるよう…」とあるが、問題点やアン
	ケート結果に PTA 活動に対する内容がない。市 PTA と市教育委員会や市
	民協働推進課も交えて、現状や男女比を調査することは可能と思われる。

市 PTA 連絡協議会事務局に、令和2年度の PTA 役員構成比を伺ったところ、男性が11人、女性が4名とのことで、女性比率は3割未満でした。

子育ての担い手として男性の参画が求められる背景がある中で、代表として PTA 等に参加する方の男性比率は高く、役職につく女性が少ない傾向がここでも見られました。

資料該当 箇所	内容
資料2-2	性的少数者に対する対応の改善A(小中学生):制服選択制の導入
9ページ	施策の方向 II - 3
	現状:パネル展の開催、窓口業務での性別欄の配慮
	令和2年6月2日の下野新聞1面で、荒川政利県教育長が、学校教育におけ
	る性の多様性に配慮した取り組みの一環として、令和2年6月1日に、全県
	立学校に女性生徒のスラックス制服の選択制の導入を推奨する考えを示し
	ました。 県内では、約6割にあたる33県立校が女性用ズボンを用意してお
	り、約7割の県立学校がトイレの使用に対する配慮などを行っているとい
	う調査もあります。今回の制服選択制の導入推奨は、このような各校の取り
	組みを後押しするものと考えられます。県では、今後県立校の校長会や人権
	教育担当教員向けの研修会などで周知するとのことです。
	これについて、県立校は設置者が県であることから、主に高等学校での制服
	の配慮が推奨されますが、小中学校の設置者は市町村であることから、市で
	動いていくことになると考えられます。
	県内の先進事例としては、鹿沼市が昨年12月に、市内すべての中学校で、
	女子ズボンの着用を可能にしています。
	下野市においても、 <u>制服選択制の導入</u> が実現するよう、働きかけていくこと
	を期待しています。
	県立校制服選択制記事:https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-
	/318187?top

市立学校の制服の決定については、学校教育課が担当となります。担当課へ上記内容について情報共有を行いました。

資料該当 箇所	内容
資料2-2 9ページ	性的少数者に対する対応の改善(市民全体):相談窓口の設置、選挙時の配慮
	施策の方向 I - 3 現状:パネル展の開催、窓口業務での性別欄の配慮性的少数者への配慮は、自治体ごとに大きく異なっており、世田谷区のように専用ページや相談窓口を設ける自治体も見られる。下野市では、パネル展を毎年開催し、メッセージノートを用意しているが、具体的施策をしていくことも重要ではないかと考えられる。
	①窓口業務での相談実績はなかったと報告されているが、ホームページをはじめとした広報活動で、性的少数者の人権や対応の積極性をアピールしていない状態で、当事者が窓口に相談することはかなりハードルの高いことだと考えられ、潜在的に存在していても窓口に現れないという可能性もある。
	②選挙時に名前を読み上げたり、性別が知られたりしてしまうような方法での投票券の発行手続きは、トランスジェンダーの人々にとってストレスを強いられるものであり、投票をためらう原因のひとつとなっていることが知られている。この点について、対応を徹底していくことが大切であると考える。
	改善案として、パネル展だけでなく、 <u>ホームページでの常時啓発や、相談窓口の設置</u> をしていく方向で動いていくことができないか。窓口設置の場合、人員確保や予算確保、人員の研修など、簡単にできることではないが、他の事業のように、ニーズの把握をするための調査を行っていくことが必要ではないかと思う。パネル展のメッセージノートの試みは非常によい取り組みだが、当事者の中には、近寄るだけでも勇気のいる場合もある。性的マイノリティについては、匿名性の高い WEB 調査などを行う研究機関や NPOも多くあり、それらの事例を見習って、性的少数者にも安心な下野市であるよう努めていってほしい。

パネル展におけるメッセージノートでは、「LGBTや性の多様性について解説があり、その存在について知ってもらうことができる」という当事者の方からのご感想をいただきました(今年度は新型コロナウイルス感染症対策のためノート・ペン等の設置を控えています)。

①ホームページでの常時啓発や相談があった場合の対応について、担当課において体制を協議することとし、市職員に対しても、性の多様性に関する啓発を行うことを検討します。 また、②選挙に関することについて、選挙管理委員会へ情報共有を行いました。

資料該当	
質科級当 箇所	内容
資料3 2ページ	DV 相談窓口のホームページの掲載方法の改善基本目標Ⅱ(1) 現状:ホームページ等で啓発を行ったが DV ホットラインを知っている市民が14.3%と目標値を下回っている。
	改善案 現在、「DV 相談 下野市」とグーグル検索すると、2番目に下野市のホットラインが表示されるため、検索にヒットしやすくする SEO 対策について は問題ないと考えられる。 ただし、ホームページの表記の面で改善の余地が下記の通り3点あると考えられる。
	①「下野市女性相談(DV)」となっているため、男性の DV 被害者が利用しづらい可能性がある。下野市では、同性間の DV 被害も対策として含める旨明記していただいたが、同性間 DV についても相談先が明確でないように感じられる。 ②「DV」「ドメスティックバイオレンス」の相談を受け付けると表記しているが、DV という専門用語を知らない場合、何の相談窓口か伝わらない可能性がある。DV は緊急性を伴うものもあるので、配偶者や親密な関係にある他者からの暴力であることを明記したほうがよいと考える。 ③下野市では電話相談のみだが、昨今の相談業務では、LINE 相談を導入する事例が増えてきている。電話では声を聞かれる不安などがあるが、LINE 相談ではその不安を低減させたり、10代や20代の若者などが、公共機関に相談するハードルを低めたりする効果があるのではないか。LINE 相談の導入も検討していただきたい。
	先進事例としては、神奈川県のホームページの「DV 相談」のページでは、 ①被害者が女性でも男性でも同性間の相談でも可能であることが明記され、男性のイラストも表記されている。②DV の説明が、様々な暴力を含むことが明記されている。③LINE 相談を設けている。など、誰でも使いやすく表記されています。下野市でも是非、表現を工夫して先進事例を見習っていってほしいです。神奈川県 DV 相談: https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/dv_soudan_01.html

内容①~③について、DV ホットラインの担当課であるこども福祉課へ情報共有を行いました。

「DV 相談 下野市」とグーグル検索した際の検索結果、1番目に表示される市民協働推進課のホームページでは、①②ホットラインについてと、様々な DV の形態について、また DV を「男女の人権を著しく侵害する行為」として解説を行っていますが、男性の DV 被害があり得ることについては、一見して分かりにくい表現となっています。

各ページの内容と表現方法については、こども福祉課と協議のうえ見直しを行うこととします。

資料該当 箇所	内容
資料4	8ページのグラフは、平成22、27、令和2年の3回の数値で比較してい
8~9~-	るが、9ページの上のグラフは平成27年、下のグラフは令和元年の数値。
ジ	9ページの上のグラフについて、令和元年の結果を掲載しないのか?
	また、8ページのグラフと9ページの上のグラフにおいて、平成27年の人
	口割合が異なるのは、住民基本台帳と国勢調査結果の違いからか。

9ページの上のグラフは、資料作成時点で栃木県・国の3三区分別人口割合のデータの公表がまだないため、今回は平成27年の国勢調査結果をもとに作成しました。令和元年12月末日の栃木県と国の住民基本台帳人口が公表され次第、グラフに反映いたします。

また、このグラフを8ページのグラフと見比べると、市の三区分別人口割合が異なりますが、これは8ページのグラフは住民基本台帳人口から、9ページの上のグラフは現状国勢調査結果から作成しているためです。